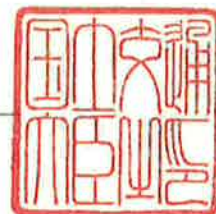




国自旅第319号
平成30年3月27日

運輸審議会
会長 原田 尚志 殿

国土交通大臣 石井 啓



諮 問 書

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第18条の2の規定により、下記に係る処分に関し、諮問する。

記

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長

(延長する地域)

1. 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」、「秋田交通圏」
2. 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「熊本交通圏」

(期間)

1. 平成30年6月1日から平成33年5月31日まで
2. 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

